

## 【知事部局・監査事務局】

## A 任免状況

## (1) 職員の数

a 職員の数（短時間勤務職員を除く） 7,965 人

b 短時間勤務職員の数 1,526 人

c 職員の総数= $a+(b \times 0.5)$  8,728.0 人

## (2) 除外職員の数

d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 7 人

e 短時間勤務除外職員の数 0 人

f 除外職員の総数= $d+(e \times 0.5)$  7 人

## (3) 旧除外職員の数

g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く） 445 人

h 短時間勤務旧除外職員の数 28 人

i 旧除外職員の総数= $g+(h \times 0.5)$  459.0 人

## (4) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数

(イ) 重度身体障害者 49 人（＊）

(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者 65 人（＊）

(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員 ＊人（＊）

(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員 13 人（＊）

(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員 ＊人（＊）

(ヘ) 身体障害者の数= $(イ \times 2) + ロ + ハ + ((ニ + ホ) \times 0.5)$  179.0 人（＊）

(ト) 重度知的障害者 ＊人（＊）

(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者 ＊人（＊）

(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員 ＊人（＊）

(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員 ＊人（＊）

(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員 ＊人（＊）

(ヲ) 知的障害者の数= $(ト \times 2) + チ + リ + ((ヌ + ル) \times 0.5)$  ＊人（＊）

(ワ) 精神障害者 31 人（＊）

(カ) 精神障害者である短時間勤務職員 39 人 (21)

(ヨ) 精神障害者である特定短時間勤務職員 ＊人（＊）

(タ) 精神障害者の数= $ワ + カ + (ヨ \times 0.5)$  70.0 人 (22)

※ (4)欄の（ ）内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載

B 上記に基づく計算

- (5) 現在設定されている除外率 0%
- (6) 基準割合= $\{(3)i/\{(1)c-(2)f\}\} \times 100$  5%
- (7) (6)に基づく除外率 0%
- (8) 適用される除外率 0%
- (9) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数= $(1)c-(2)f-\{(1)c-(2)f \times (8)\}$  8,721.0 人
- (10) 障害者計= $(4)へ+(4)ヲ+(4)タ$  254.0 人
- (11) 実雇用率= $((10)/(9)) \times 100$  2.91%
- (12) 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者  
又は精神障害者の数 0 人

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

視覚障害者（第 1 号に該当する者）

視力障害 25 人

視野障害 \* 人

聴覚又は平衡機能障害者（第 2 号に該当する者）

聴覚機能障害 \* 人

平衡機能障害 \* 人

音声・言語・そしゃく機能障害者（第 3 号に該当する者） \* 人

肢体不自由者（第 4 号に該当する者）

上肢不自由 27 人

下肢不自由 39 人

体幹機能障害 \* 人

上肢機能障害 \* 人

移動機能障害 \* 人

内部障害者（第 5 号に該当する者）

心臓機能障害 19 人

じん臓機能障害 \* 人

呼吸器機能障害 \* 人

ぼうこう又は直腸機能障害 \* 人

小腸機能障害 \* 人

免疫機能障害 \* 人

肝臓機能障害 \* 人

D 障害者雇用推進者

（知事部局）役職名：総務局組織人材部人事課長 氏名：本田 裕一

（監査事務局）役職名：監査事務局総務課副課長 氏名：新井 香苗

注 1 \*は少数であるため、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため非公表。

注 2 知事部局は、厚生労働大臣から「特例認定」を受けており、監査事務局に勤務する職員を知事部局に勤務する職員とみなして計上している。